## 浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう協力をお願いします。

#### ○保守点検

- ・浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- ・10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3~4か月に1回行う必要があります。
- ・県に登録している保守点検業者に委託してください。

#### ○清掃

- ・浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- ・年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)行う必要があります。
- ・市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

#### ○法定検査

- ・浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- ・最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3~8か月の間に1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があります。
- ・県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。 (電話:029-291-4004)
- ・法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱され た「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。
- ○一括契約システム
  - ・保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
  - ・契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。
- ○単純処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
  - ・単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
  - ・身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
  - ・浄化槽の設置には、補助金(転換の場合は加算あり)が交付されます(但し条件あり)。
- 遺 茨城県生活環境部環境対策課 □029-301-2966【設置補助金について】下水道課下水道G □53-7250

## 未登録の象牙ありませんか?

環境省では、国内にある象牙の在庫を把握しよ うとしています。

所持しているだけであれば違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったりあげたりするのは違法です。未登録の象牙をお持ちの方、まずは下記まで連絡をお願いします。

なお、所有者死亡による近親者への相続は違法 になりません。ただし、その後販売等をする場合 にはあらかじめ登録が必要です。

また、象牙以外の国際希少野生動植物種の登録 も受け付けています。

※全形を保持した象牙のみが登録対象。印鑑やアクセサリーなど象牙製品は登録対象外。

### 問 象牙在庫把握キャンペーン事務局

**1**03-6659-4660

(土・日曜日、祝日を除く 10:00~17:00)

# 山方農林漁家高齢者センター 正月飾りの展示・販売

山方農林漁家高齢者センター講座のわら細工では、正月飾りの展示・販売を行います。なくなりしだい終了となりますので、ご了承ください。多くの方のご来場をお待ちしています。

〇日 時 12月23日(土)·24日(日) 9:00~16:00

○場 所 山方農林漁家高齢者センター (山方530)

問 山方農林漁家高齢者センター ☆57-3963